

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成26年度第4回（定例会）

署名人 神村 洋子

委員長 添石 幸伸

開催日時 平成26年5月26日（月）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時28分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、喜久里美也子委員、饒波正博委員、神村洋子委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

（日程6～7は非公開）

- 1 議案第6号 平成26年度那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について【教育研究所】
- 2 議案第7号 那覇市情報公開条例等の改正に伴う規則等の制定について【総務課】
- 3 議案第8号 那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】
- 4 議案第9号 那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】
- 5 議案第10号 那覇市立学校適正規模等審議会規則の一部を改正する規則制定について【総務課】
- 6 議案第11号 教科用図書浦添・那覇採択地区協議会委員の委嘱又は任命について【学校教育課】
- 7 議案第12号 平成27年度使用小学校教科用図書採択に係る諮問について【学校教育課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

（総務課）山内健課長、末吉正幸副参事、佐久川敏明副参事、栗森俊司主査、伊禮道子主査、田盛善宏主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

（学校教育課）渡辺英二課長、與那嶺美奈子指導主事

（教育研究所）黒木義成所長、大村朝彦指導主事

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長	ただいまから平成26年度第4回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は、神村委員にお願いいたします。それでは早速、議案第6号「平成26年度那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について」の説明をお願いいたします。
田端部長	提案理由説明
黒木所長	資料説明
添石委員長	それでは本件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。はい、饒波委員。
饒波委員	規則では、3条に12人以内とありますが、那覇市の場合は6人ですか。
黒木所長	はい。
添石委員長	ほかは、いかがでしょうか。はい、喜久里委員。
喜久里委員	この審議会は年に何回、会議をなさるのでしょうか。
黒木所長	年に1回でございます。
喜久里委員	分かりました。
添石委員長	よろしいですか。
喜久里委員	はい。
添石委員長	ほかは、いかがでしょうか。なければ、私のほうから質問します。第3条に、学識経験者、教育職員、その他教育委員会が適当と認める者、とありますけれども、過去に「その他教育委員会が適当と認める者」、そういう方がいらっしゃったのか。また、どのような方が想定されるのか教えてください。今回、審議会委員の皆様、学識経験者と教育職員になっておりますが。
黒木所長	今回、継続の委員ではございますが、石黒委員が「その他教育委員会が適当と認める者」ということで、首里子どもの本を楽しむ会の代表でございます。原則的に教育関係者以外ということ、研究所としては想定しているところでございます。
添石委員長	備考欄には教育職員と書かれているのですが。
黒木所長	申し訳ございません。記述ミスでございます。
添石委員長	石黒さんの備考欄が間違っているという事ですね。
黒木所長	はい。
森田副部長	委員長、よろしいですか。
添石委員長	はい。
森田副部長	石黒さんは、平成25年5月23日から平成27年5月22日迄、現任の委員でいらっしゃいます。これは第3条第2項の3号、その他教育委員会が適当と認める者ということで、選任をされております。
添石委員長	はい、分かりました。資料の備考欄の修正が必要になってくるわけですね。第3

条第2項の3号はあっているけれども、教育職員というところは訂正ですね。

黒木所長

大変申し訳ございませんでした。

添石委員長

ほかよろしいでしょうか。特になければ進行して参ります、よろしいでしょうか。

全 員

はい。

添石委員長

それでは議案第6号「平成26年度那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について」は原案通り決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは本件は議案通り決定いたしました。続きまして議案第7号「那覇市情報公開条例等の改正に伴う規則等の制定について」から議案第10号「那覇市立学校適正規模等審議会規則の一部を改正する規則制定について」までの4件は関連いたしますので、一括して審議に付することといたします。それでは、説明をお願いいたします。

伊良皆部長

提案理由説明

山内課長

資料説明

末吉副参事

資料説明

添石委員長

4件一括にて説明して頂きました。かなりな量になっておりますが、ご意見、ご質問がございましたらよろしく願いいたします。はい、神村委員。

神村委員

この情報公開ですけれども、請求があった場合に受理して対応した場合には、委員会のほうが記入して相手に渡すというかたちでしょうか。

末吉副参事

情報公開だけれども文章を見せてください、というかたちのもの、いろいろなかたちがあります。実際その場に行って文章をペラペラめくるだけの情報。あと、実際にコピーを下さいという方もいらっしゃいます。そういう方にはコピーをして差し上げる、それは郵送であったり、直接本人に来て頂いてという事で、いろんなパターンがあります。

神村委員

もう少しよろしいでしょうか。

添石委員長

はい、神村委員。

神村委員

コピーして請求者に渡す場合には、墨消しみたいなのは一切なしで、そのままでの公開になるのですか。

末吉副参事

公開の中でも、全部公開、一部公開というのがあります。一部公開にあたるものとしては、個人情報がありますで、神村委員がおっしゃったように、その資料の中に個人情報が含まれている場合は、墨消しがどうしても出てきます。名前と個人情報や意思決定の途中の情報であれば、その部分を墨消しして、コピーして公開ということになります。

神村委員

個人の情報が守られるわけですね。個人の情報が知りたいという事で公開を求めてくるケースってございませんか。

末吉副参事 情報公開、先ほど、年度ごとのお話をさせていただいたのですが、昨年46件の請求があって、個人情報だとか意思決定が行われていない非公開の分が8件であります。ちなみに部分公開が16件。これは個人情報が絡んでくるという事で、公開受けた中でも非公開、部分公開のものがございます。

添石委員長 ほかいかがでしょうか。はい、教育長。

渡慶次教育長 概要の1ページ、(4)権利濫用請求への拒否規定。これまで一番大きく議論になったところですけども、今回の議会でも議員間討議というのがあって、議員が議員に質問して、議員が答えると、めったに見ないのですが、そういうところまでやってこれは審議されているんですよね。僕らも業務をやっている一番気になるところではありましたが、今の説明を聞くと、そういうことはないだろうということで、抑止力みたいなものとしてみているのですね。その時には、実際行使するという印象を持っていたのですが。実際にはないですよ、と言ってしまうと抑止力も薄れてしまうかなと感じがするのですけれど。実際にはあり得ない話なんではいしょうか。

末吉副参事 あり得ないという事ではなくて、非常に少ないと。実際に裁判の中で、かなり行政側が負けている事例が多いという事を踏まえると、これを適用して拒否することが非常に難しいのではないかと、というような説明が市制情報センターからありました。

渡慶次教育長 那覇市の条例で、こういうところまで文言として書いていて、実際にこれは事業課で判断、事業課で認めることができる。その認めることができる時には、一応、市制情報センターと協議をして、やはりこれは濫用にあたる、という決定をした場合には審議会に報告するという義務だけ。ということは、事業課と市制情報センターがある程度、議論をして、これは濫用にあたるということであれば、程度の差というのが、おそらく事業課によって違ってくると思われますが、裁判でやると、やはりここまでこうして条例にしている、あまり優位な立場にはならないということですかね。要するに、101回目では取りに来るかもしれないところで個人の情報請求というのを妨げるという事に引っかかるという事が大きいんですかね。

末吉副参事 基本的に条例のほうで謳われておりますので、これについて執行機関として判断が出来れば非公開にすることができるという事だと考えております。

添石委員長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか、饒波委員。

饒波委員 7ページですけども、那覇市情報公開条例施行規則。これは改正前ですか、これから改正するものですか。

末吉副参事 これは現在の規則で、この規則は全編改正になっております。

饒波委員 これから改正するという事ですか。

末吉副参事 はい。

饒波委員 分かりました。

添石委員長 よろしいでしょうか。ほかはいかがですか、饒波委員。

饒波委員 15ページ、市制情報センターが受付して受理するということですね。

末吉副参事 教育委員会から、この受付の受理については総務部長に委任していて、総務部内では、具体的には市制情報センターのほうで、すべて受理までは行うという事になります。

添石委員長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか、喜久里委員。

喜久里委員 19ページ、左が改正前の6条で右側が改正後で増えましたという事の説明で、同じ6条になっているのですが、私が少し理解できないのですが。

添石委員長 もう一度、説明をお願いいたします。

末吉副参事 那覇市立学校適正規模等審議会規則の第6条。右側の改正後の第6条の第3項を読み上げます、「審議会は原則として公開する。ただし、審議会において那覇市情報公開条例第7条第1項各号に該当すると判断した事項を審議するときは、非公開にすることができる」。改正前、左側の引用する条例が那覇市情報公開条例第6条第1項、これが第7条になるということです。

喜久里委員 次の項になるのですか、第7条にかかるという事ですか。

末吉副参事 改正前の情報公開条例では、第6条に個人情報の保護、非公開についての条文があります。この部分が新しい条例では第7条になったという事で、条例のほうがずれたという事です。

喜久里委員 はい、ありがとうございました。

添石委員長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか、はい、饒波委員。

饒波委員 同じく19ページ、今の議案とは離れるかもしれませんが、この審議会のことについて、該当すると判断した事項を非公開にする事が出来るとあるのですが、これは判断するのは教育委員会のほうですか、審議会のほうですか。

末吉副参事 これは、審議会の規則で、審議会のほうで判断することになります。

饒波委員 審議会が判断する。

末吉副参事 はい。これは学校適正規模等について審議すると。第三者機関、審議会のほうが置かれているのですが、その審議会の中で個人情報を取り扱うときは、非公開にすることができますよという意味合いです。

添石委員長 よろしいですか。

饒波委員 はい。

添石委員長 ほかにいかがでしょうか。はい、神村委員。

神村委員 この審議会というのは、年に何回開催とか、定例会とか、会の持ち方について教えていただけますか。

添石委員長 はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 この那覇市立学校適正規模等審議会ですが、現在、開催は予定はしてはございません。これはご承知の通り、適正規模に関する基本的な考え方、それに向けて、那覇小学校の開校というような状況もございましたけれども、現在のところ、これと同じような形の統合、廃止あるいは分離等々の状況が、まだ実体性出て来ておりませんので、この審議会について現在は開催しておりません。しかしながら、審議会自体は規則の中では生きているという事です。

神村委員 分かりました。

添石委員長 ほかはいかがでしょうか。饒波委員。

饒波委員 難しかったのですが、11ページ、今回の条例があつて権限ですね。教育長の権限と教育委員会の権限と市長の権限が錯綜して、なかなか分からなくなったのですが、一つだけ確認ですけれども、教育長の委任と専決事項ということで、委任という事は、教育長が自分で決定できるということによろしいのでしょうか。

末吉副参事 委任と専決の違いですが、委任したという事は任せたという事なので、それについては教育長の名前で仕事が出来ると。今回の情報公開であれば、教育長に任された分で教育長が決定した場合、これについて教育長名で公開を決定しましたよ、と文書が出せると。今回の権利の濫用等については委員会会議事項なので、仮に教育長が専決したとしても、これについては教育委員会の権限なので、教育委員会の名前で権利の濫用を非公開としますよ、という決定通知が出されると。権限をどこに持つかということです。

饒波委員 するとそういった場合、専決した場合は必ず報告という形で、委員会に上げなくてはいけないという事になるのですか。

末吉副参事 通常、専決だとそういう事ではないのですが、那覇市教育委員会のこの事務の委任等に関する規則については、教育長に専決を任せた後でも、重要なものは必ず会議にて報告させる、という仕組みをとっております。通常は教育委員会の権限ですが、委員会会議にかけなくても教育長で決裁しても構わないよと。ただ仕事については、委員会の権限になりますよと。その中で、重要なものについては、やはり教育委員会の名前で仕事をしますよと、権限ですので、それで必ず会議の中で報告して下さいということで、今回の情報公開の中でも4つの大きなものについては必ず会議の場で報告するとなっています。ちなみに、代理決定ということが、時々あるかと思うのですが、委員会の会議を開くいとまがないときに、代わりに教育長が決裁して委員会に報告する。代理で行った場合、必ず後日に承認を求める事が出来る。専決というのは、あらかじめその規則の中で、これについては教育長に専決を任せますよ、事務、権限を委任するのではなくて、通常決定については教育長でやってもいいですよ、という事が専決です。

饒波委員 専決の、第5条の2項の3号。これは、改正前が前項の6号に規定するもののうち、これこれ、というのがありますが、改正後は規定するものは全部ですか。

末吉副参事 新旧対照表が少しわかりづらいかと思うのですが、これまでは、那覇市情報公開条例については、教育委員会の権限でした。そのうちに不服申立てについてだけは、教育委員会に報告して下さい、というのが第5条第2項の意味合いでした。

饒波委員 確認していいですか。その前の段階、いままでは不服申立てに限らず、すべての事項は、教育委員会の権限だった。

末吉副参事 はい、上の18号で公文書の公開条例に基づく、公文書の公開の決定に関することはすべて委員会の権限です。そのうちに軽易なものについては教育長に専決を任せて、重要なものについては委員会に報告して、という形になります。ただ、通常の情報公開に含めて、すべて委員会の権限とするよりも、やはり重要な事項に絞って委員会の権限にしたほうが、より実務的、合理的ではないかということで、今回、市長決裁となった4つの事項だけを教育委員会の権限として留め置いて、それ以外については、教育長に委任していただいて教育長名でやってもいいですよ、という改正を今回提案しているところです。

添石委員長 饒波委員、よろしいですか。

饒波委員 はい。

添石委員長 ほかいかがでしょうか、私のほうからよろしいですか。趣旨として、より開かれた市政ということで、今まで以上に電子データ含めて公開をしていくという事。その趣旨はいいと思うのですが、この電子データを渡すという事はなんだか、非常にリスクがあるように思うのですが。文章であればキチンと管理して、先ほど話があった個人名とか、個人情報につながる場所、守るところをしっかりと守っていたのですが、データも含めて全てをとると、制限であったり、事前に渡す前のチェックであったり、あとは私も素人で分からないのですが、電子だと実は後で復活できたりとか、そういうリスクをどのように防衛していく予定なのか、もし、分かればお答えください。

末吉副参事 具体的な運用は、まだやったことはないものですから、今後、市制情報センター、実際、窓口になっているところと相談しながら、電子データの取り扱いについて、委員長の指摘がありました通り、復活ができるとかいろいろな事がありますので、この辺についても、情報公開の趣旨に反しないように、個人情報を守りつつ運用できるように進めていきたいと考えております。具体的には、これから運用しながら1個1個積み上げていくしかないのかと考えているところです。

添石委員長 分かりました。昨今、いろいろな事件があり、最終的には人の運用だと思いますので是非、よろしくお願いいたします。それでは、これ以上なければ進行していきますが、よろしいでしょうか。

全 員 はい。

添石委員長 それでは、議案第 7 号「那覇市情報公開条例等の改正に伴う規則等の制定について」、議案第 8 号「那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、議案第 9 号「那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について」、議案第 10 号「那覇市立学校適正規模等審議会規則の一部を改正する規則制定について」は、原案通り決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは、ただいまの 4 件については、原案通り決定いたしました。続きまして、議案第 11 号「教科用図書浦添・那覇採択地区協議会委員の委嘱又は任命について」及び議案第 12 号「平成 27 年度使用小学校教科用図書採択に係る諮問について」も関連いたしますので、一括して審議に移ることといたします。資料は、本日配布となっております、お手元大丈夫でしょうか。

全 員 はい。

添石委員長 それでは、議案第 11 号及び議案第 12 号については、公開されることで意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある為、非公開にすることが適当であると思われます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項及び第 7 項」により、会議の非公開について採決いたします。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

添石委員長 それでは、議案 11 号及び第 12 号は、議決により非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長 それでは、非公開を解かせていただきたいと思います。以上をもちまして、平成 26 年度第 4 回教育委員会会議定例会を終了いたします。

案件の審議結果

議案第6号	平成26年度那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第7号	那覇市情報公開条例等の改正に伴う規則等の制定について	原案どおり可決
議案第8号	那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第9号	那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決

議案第10号	那覇市立学校適正規模等審議会規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第11号	教科用図書浦添・那覇採択地区協議会委員の委嘱又は任命について	原案どおり可決
議案第12号	平成27年度使用小学校教科用図書採択に係る諮問について	原案どおり可決